

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六―六八）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 50,000	円 51,600
1 年以上 2 年未満	416,600	370,400	310,000	50,000	51,600
2 年以上 3 年未満	416,600	370,400	310,000	50,000	51,600
3 年以上 4 年未満	416,600	370,400	310,000	50,000	51,600
4 年以上 5 年未満	416,600	370,400	310,000	45,000	51,600
5 年以上 6 年未満	416,600	370,400	310,000	40,000	51,600
6 年以上 7 年未満	416,600	370,400	310,000	35,000	49,800
7 年以上 8 年未満	416,600	370,400	310,000	30,000	48,000
8 年以上 9 年未満	416,600	370,400	310,000	26,000	46,200
9 年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	22,000	44,400
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	18,000	42,600
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	14,000	40,800
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	10,000	39,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	6,000	37,200
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	3,000	35,800
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000		34,400
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700		33,000
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400		31,600
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100		30,200
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800		28,800
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500		27,400
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500		26,800
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000		26,200

23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500		25,200
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000		24,600
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500		24,000
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500		23,400
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500		22,800
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500		22,000
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500		21,700
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000		21,300
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500		20,700
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000		19,800
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000		18,900
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000		18,200

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和六年四月一日から適用する。